

クロス・ファンクショナル・チーム規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

クロス・ファンクショナル・チーム規程の一部を改正する訓令
 クロス・ファンクショナル・チーム規程（平成 14 年岩手県訓令第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(CF チーム)</p> <p>第 2 条 CF チームとは、県の行政に関する重要な事項で、2 以上の行政組織（本庁の室及び課又は地方振興局の部及び事務所以上のものに限る。以下同じ。）に共通する、又は関係する事務を行う組織をいう。</p> <p>2 CF チームは、部局（岩手県知事部局行政組織規則第 2 章に規定する部局等及び出納局をいう。以下同じ。）の長又は<u>地方振興局長</u>（以下「部局長等」という。）が次条に定めるところにより設置するものとする。</p> <p>(要綱の制定)</p> <p>第 3 条 CF チームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2 以上の部局又は<u>地方振興局</u>に関係する CF チームにあっては、当該 CF チームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(権限)</p> <p>第 6 条 総括マネージャー、マネージャー及びチームリーダーの第 3 条第 2 号の所掌事務に関する専決事項については、<u>岩手県知事部局代決専決規程（平成 13 年岩手県訓令第 22 号）の規定にかかわらず</u>、第 3 条の要綱で定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(CF チーム)</p> <p>第 2 条 CF チームとは、県の行政に関する重要な事項で、2 以上の行政組織（本庁の室及び課又は<u>広域振興局若しくは地方振興局</u>の部及び事務所以上のものに限る。以下同じ。）に共通する、又は関係する事務を行う組織をいう。</p> <p>2 CF チームは、部局（岩手県知事部局行政組織規則第 2 章に規定する部局等及び出納局をいう。以下同じ。）の長又は<u>広域振興局若しくは地方振興局の長</u>（以下「部局長等」という。）が次条に定めるところにより設置するものとする。</p> <p>(要綱の制定)</p> <p>第 3 条 CF チームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2 以上の部局又は<u>広域振興局若しくは地方振興局</u>に関係する CF チームにあっては、当該 CF チームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(権限)</p> <p>第 6 条 総括マネージャー、マネージャー及びチームリーダーの第 3 条第 2 号の所掌事務に関する専決事項については、第 3 条の要綱で定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。